

4 地方公共団体との連携

(1) 認定設備や発電事業者等に関する情報の共有

ア 制度等

経済産業省は、地方公共団体において、認定された再生可能エネルギー発電設備の特定や発電事業者の連絡先等の把握をするための手段として、以下の情報を提供している。

(ア) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト

事業計画認定情報公表用ウェブサイトは、経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページで公表されている、認定された事業計画（発電出力が 20kW 未満の太陽光発電設備に係るものを除く。）に係る設備 ID、発電設備の所在地のほか、発電事業者の名称、住所、電話番号等の情報（資料 7 参照）である（掲載情報の詳細については上記 3 (1)表 4 参照）。

(イ) 認定設備情報等

認定設備情報等は、経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上で、ログイン ID を取得した地方公共団体等に提供されているもので、「設備申請情報」（申請手続中の発電設備の情報を掲載）と「認定設備情報」（既に認定を受けている発電設備の情報を掲載）がある。地方公共団体は承認された閲覧範囲の地域内の発電設備に係る情報が閲覧でき、「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」（資料 7 参照）では公表されていない個人で発電事業者となっている者の住所や電話番号、保守点検責任者の氏名や電話番号等も掲載されている（掲載情報の詳細については上記 3 (1)表 4 参照）。

また、認定設備情報等には、地方公共団体がメール配信設定をすると、地方公共団体の閲覧範囲の地域に代表地番がある発電設備の新規認定申請又は変更認定申請が行われた場合、登録されている地方公共団体のメールアドレスに申請の状況が通知される機能がある。

イ 調査結果

- i) 基礎調査において、事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等の認知度を確認したところ、表 5 のとおり、知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。

表5 市町村における事業計画認定情報公表用ウェブサイト等の認知度

(単位：市町村)

	事業計画認定情報 公表用ウェブサイト			認定設備情報等		
	承知	不承知	合計	承知	不承知	合計
トラブルが発生している	220 (62.0%)	135 (38.0%)	355 (100%)	188 (53.0%)	167 (47.0%)	355 (100%)
トラブルは発生していない・不明	132 (26.1%)	374 (73.9%)	506 (100%)	109 (21.5%)	397 (78.5%)	506 (100%)
合計	352 (40.9%)	509 (59.1%)	861 (100%)	297 (34.5%)	564 (65.5%)	861 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は各欄における合計数に対する割合であり、小数第二位を四捨五入している。

ii) 実地調査した市町村では、事業計画認定情報公表用ウェブサイト等で公表されている情報がトラブル等の対応や発電事業者への指導において役に立っているという意見が聞かれ、同情報の活用により、これまでに発電事業者等を全て特定できているとする市町村があるなど、認定設備や発電事業者の特定に資するものとなっている状況がみられた。

これらの市町村からは、認定設備情報等の閲覧について、以下のような状況や要望がみられた。

- ① 地域住民から雑草繁茂についての相談があった際に、認定設備情報の保守点検及び維持管理計画欄を確認したところ「別紙 ○年に1回以上」と記載されているのみであり、認定申請時に添付されている同計画の詳細な内容を確認できなかった。
- ② 発電事業者の関係法令に基づく現状を確認するため、認定設備情報に認定申請時の添付書類（関係法令現状状況報告書等）を掲載し、閲覧できるようにしてほしい。

iii) 一方、これらの情報を知らなかったために活用できていなかった市町村からは、当省の調査で知り、その後活用している（活用していきたい）とした意見も聞かれた。

また、申請状況のメール配信設定機能について、ログインIDを取得している市町村における認知度及び設定状況を調査したところ、当該機能について知らなかったために設定していないとした市町村が相当数みられた。当省の調査で当該機能を知った市町村からは、便利な機能であると感じたことなどから、その後活用している（活用していきたい）という意見も聞かれた。

(2) 関係法令違反等に関する情報の共有

ア 制度等

再生可能エネルギー発電設備の関係法令違反等について経済産業省と地方公共団体間で情報共有する手段としては、以下の方法がある。

(ア) 情報提供フォーム

再生可能エネルギーが普及する一方で、各地域でトラブルが発生する事案が増えていることから、経済産業省（資源エネルギー庁）のホームページには「不適切案件に関する情報提供のためのフォーム」（以下「情報提供フォーム」という。資料 8 参照）が設けられ、地域住民や地方公共団体等からトラブル等の事案についての情報提供を求めている（提供された情報は、情報に係る発電設備の設備所在地を管轄する経済産業局に転送される。）。情報提供フォームには、情報提供者の情報に加え、発電設備の所在地、具体的なトラブル・懸念点の内容を必須の入力事項としているほか、現場写真を任意にアップロードできるようになっている。

(イ) 平成 30 年協力依頼

経済産業省（資源エネルギー庁）は、地方公共団体と連携して関係法令遵守違反の案件に適切に対応するため、地方公共団体宛てに「FIT 法の関係法令違反に係る情報の提供について（協力依頼）」（平成 30 年 2 月 2 日付け資源エネルギー庁新エネルギー課再生可能エネルギー推進室。以下「平成 30 年協力依頼」という。）を发出している。

なお、平成 30 年協力依頼に基づく地方公共団体からの情報提供は、公文書により経済産業局に通報することとされている。

(ウ) 関係法令違反通報機能（令和 5 年 3 月運用開始）

法令違反時に速やかに違反の解消を促すことを目的として、経済産業省（資源エネルギー庁）の「再生可能エネルギー電子申請」サイト上でログイン ID を取得した地方公共団体等と経済産業省（資源エネルギー庁及び経済産業局）が、簡単に情報共有（違反事例の登録・コメント）ができるツール（以下「関係法令違反通報機能」という。）が令和 5 年 3 月に運用開始されている。

イ 調査結果

(ア) 情報提供フォーム

i) 基礎調査において、情報提供フォームの認知度を確認したところ、表 6 のとおり、知らないとした市町村が相当数みられ、これらの中にはトラブル等が発生している市町村もみられた。

表 6 市町村における情報提供フォームの認知度

(単位：市町村)

	承知	不承知	未回答	合計
トラブルが発生している	169 (47.6%)	186 (52.4%)	0 (0%)	355 (100%)
トラブルは発生していない・不明	85 (16.8%)	419 (82.8%)	2 (0.4%)	506 (100%)
合計	254 (29.5%)	605 (70.3%)	2 (0.2%)	861 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内の数値は各欄における合計数に対する割合であり、小数第二位を四捨五入している。

ii) 実地調査した市町村では、トラブル等の解決に向けた対応において、必要に応じ、直接経済産業局に通報したり、情報提供フォームにより通報している状況がみられた。また、地域住民から相談があった際に、情報提供フォームを紹介している市町村もみられた。

一方、市町村の指導に発電事業者が応じず、対応に苦慮しているが、情報提供フォームの存在を知らないなど、経済産業局に対して情報提供や相談できるという認識を有していない市町村がみられた。

(イ) 平成 30 年協力依頼

経済産業局は、平成 30 年協力依頼に基づき、毎年度一定数の情報提供を受け付けている（令和 4 年度に調査対象 6 経済産業局で 31 件）。一方、平成 30 年協力依頼について現担当者が認識していない市町村がみられた。

(ウ) 関係法令違反通報機能

関係法令違反通報機能を利用した通報については、経済産業省からログイン ID 取得済みの地方公共団体には周知されている。

(3) 改善策の検討

トラブル等が発生した場合に、当該発電設備に係る発電事業者等の情報を迅速に収集できることが重要であり、認定された発電設備等の情報は、事業計画認定情報公表用ウェブサイト等で地方公共団体に共有され、活用されているが、認知度が低く、その向上や機能強化が重要と考える。また、地方公共団体からの関係法令違反等の通報についても、情報共有（通報）手段の認知度の向上が重要と考える。

(所見)

経済産業省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方公共団体が発電設備等に関する情報を収集しやすくなるよう、
 - i) 事業計画認定情報公表用ウェブサイト及び認定設備情報等（メール配信設定機

能を含む。)を周知すること。

ii) 認定申請時の添付書類を地方公共団体が閲覧できるよう措置を検討すること。

② 関係法令違反等の通報・改善が迅速に図られるよう、地方公共団体に対し、情報提供フォームや関係法令違反通報機能を周知すること。